

## 議 事 録

会 議 名	令和5年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年7月18日(火)午後4時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩            委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝            4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝            計8名</p> <p>農地利用最適化推進委員            南部地区 小島新弥 北部地区 大久保泰明            計2名</p>		
欠席委員	農地利用最適化推進委員：中部地区 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	<p>日程 第1 非農地証明願について            日程 第2 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について            日程 第3 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和5年第7回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が2名出席しております。本日の議事録署名人に、7番と8番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、非農地証明願について、議案番号51号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号51号を朗読）            （説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地4筆です。申請地は、少なくとも平成2年から、駐車場として使用してまいりました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：事務局職員と現地確認しました。当該地は、北南西側が道路及び宅地に囲まれており、東側は同一地権者の農地です。砂利敷きで長年駐車場として利用させており、農地への復元は困難であると考えますので、やむを得ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。            （委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。            （全員挙手）</p>		

	<p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号51号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号52号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号52号を朗読）</p> <p>（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は、少なくとも昭和48年から住宅敷地として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われるので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番：事務局職員と現地確認しました。当該地は周りを宅地及び神社に囲まれております。かなり昔から住宅が建っており、農地への復元は困難だと考えますので、やむを得ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号52号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第2、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号67号及び68号の2件、日程第3、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号69号から73号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり5件それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>（特になし）</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和5年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和5年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

相田 孝

議事録署名人

磯川 浩

本議事録は、令和5年8月25日、承認・署名を得て確定しました。